

## 第70号議案 長崎市印鑑条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正の理由 .....	2
2 改正の内容 .....	3
3 施行期日 .....	3
4 新旧対照表 .....	4～8
5 【参考】外国人住民の状況.....	9
6 【参考】特定在留カード等の概要 .....	10

市民生活部  
令和8年6月

# 1 改正の理由

## (1) 特定在留カード等を使用した印鑑登録証明書の取得

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第59号)の施行に伴い、外国人住民に交付されている在留カード又は特別永住者証明書と、個人番号カードを一体化した「**特定在留カード**」及び「**特定特別永住者証明書**」(以下「特定在留カード等」という。)の交付が始まり、特定在留カード等にも個人番号カードの機能が備わることとなることから、個人番号カードを用いて手続きが可能である印鑑登録証明書の交付申請において、特定在留カード等を用いても手続きが可能となるよう条例の一部を改正するもの。

## (2) 漢字圏の外国人住民の印鑑登録に関する制限を緩和

国が示す事務処理要領が改正され、漢字圏の外国人住民(中国、韓国など)のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者についても、氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑で登録することができる取扱いとされたため、本市においても同様の措置を講じるため条例の一部を改正するもの。

## (3) その他所要の整備

## 2 改正の内容

### (1) 特定在留カード等を使用した印鑑登録証明書の取得(第14条第1項及び第2項関係)

現在、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者について、印鑑登録証明書の交付申請時における印鑑登録証の提示を省略できるとともに、民間事業者が設置する多機能端末機(コンビニ交付サービス)を利用して同証明書の交付を受けることが可能である。

特定在留カード等においても、同様の手続きが可能となるよう文言を追加する。

### (2) 漢字圏の外国人住民の印鑑登録に関する制限を緩和

#### (第3条第3項、第6条第1項第7号及び第13条第2項第4号関係)

漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者について、これまでもアルファベットで印鑑登録することが可能であったが、加えて氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑で登録することができる取扱いとなるよう文言を追加する。

### (3) その他所要の整備(第6条第2項)

## 3 施行期日

(1) 令和8年6月14日…2(1)

(2) 公布の日…2(2)及び(3)

## 4 新旧対照表

改正(案)	現行
<p>○長崎市印鑑条例</p> <p>第1条～2条 [略]</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民(住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民又は漢字圏の外国人住民(本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者に限る。)(以下「非漢字圏等の外国人住民」という。)が住民票の備考欄に記録をされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>第4条～第5条 [略]</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の規定による確認をしたときは、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を印鑑登録原票に登録するものとする。</p>	<p>○長崎市印鑑条例</p> <p>第1条～2条 [略]</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民(住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録をされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>第4条～第5条 [略]</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の規定による確認をしたときは、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を印鑑登録原票に登録するものとする。</p>

## 4 新旧対照表

改正(案)	現行
<p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <b>非漢字圏等の外国人住民</b>が住民票の備考欄に記録をされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該片仮名表記</p> <p>(8) [略]</p> <p>2 市長は、前項の印鑑登録原票を磁気ディスクをもつて調製する<b>ものとする。</b></p> <p>第7条～第12条 [略]</p> <p>(登録の証明)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 前項に規定する証明は、印鑑登録証明書により行うものとし、当該印鑑登録証明書にはあわせて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <b>外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民</b>が住民票の備考欄に記録をされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該片仮名表記</p> <p>(8) [略]</p> <p>2 市長は、前項の印鑑登録原票を磁気ディスクをもつて調製する<b>ことができる。</b></p> <p>第7条～第12条 [略]</p> <p>(登録の証明)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 前項に規定する証明は、印鑑登録証明書により行うものとし、当該印鑑登録証明書にはあわせて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

## 4 新旧対照表

改正(案)	現 行
<p>(4) <u>非漢字圏等の外国人住民</u>が住民票の備考欄に記録をされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該片仮名表記</p> <p>3 [略]</p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第14条 印鑑登録証明書の交付を受けようとする印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、<u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書</u>(以下この条において「<u>個人番号カード等</u>」という。)の交付を受けた印鑑登録者が自ら<u>個人番号カード等</u>を添えて当該申請を行う場合であつて、当該<u>個人番号カード等</u>に係る暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する</p>	<p>(4) <u>外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民</u>が住民票の備考欄に記録をされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該片仮名表記</p> <p>3 [略]</p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第14条 印鑑登録証明書の交付を受けようとする印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(以下この条において「<u>個人番号カード</u>」という。)の交付を受けた印鑑登録者が自ら<u>個人番号カード</u>を添えて当該申請を行う場合であつて、当該<u>個人番号カード</u>に係る暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。次項において同じ。)の確認を受けた場合は、印鑑登録証の添付を省略することができる。</p>

## 4 新旧対照表

改正(案)	現行
<p>る法律(平成14年法律第153号)第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。次項において同じ。)の確認を受けた場合は、印鑑登録証の添付を省略することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>個人番号カード等</u>の交付を受けた印鑑登録者は、自ら<u>個人番号カード等</u>又は移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいう。以下この項において同じ。)を利用し、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であつて、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。第16条第2項において同じ。)に当該<u>個人番号カード等</u>又は移動端末設備に係る暗証番号その他の必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。</p> <p>第15条～第21条 [略]</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>個人番号カード</u>の交付を受けた印鑑登録者は、自ら<u>個人番号カード</u>又は移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいう。以下この項において同じ。)を利用し、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であつて、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。第16条第2項において同じ。)に当該<u>個人番号カード</u>又は移動端末設備に係る暗証番号その他の必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。</p> <p>第15条～第21条 [略]</p>

## 4 新旧対照表

改正(案)	現行
<p>附則 この条例は、令和8年6月14日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定、第6条第1項第7号及び第2項の改正規定並びに第13条第2項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	

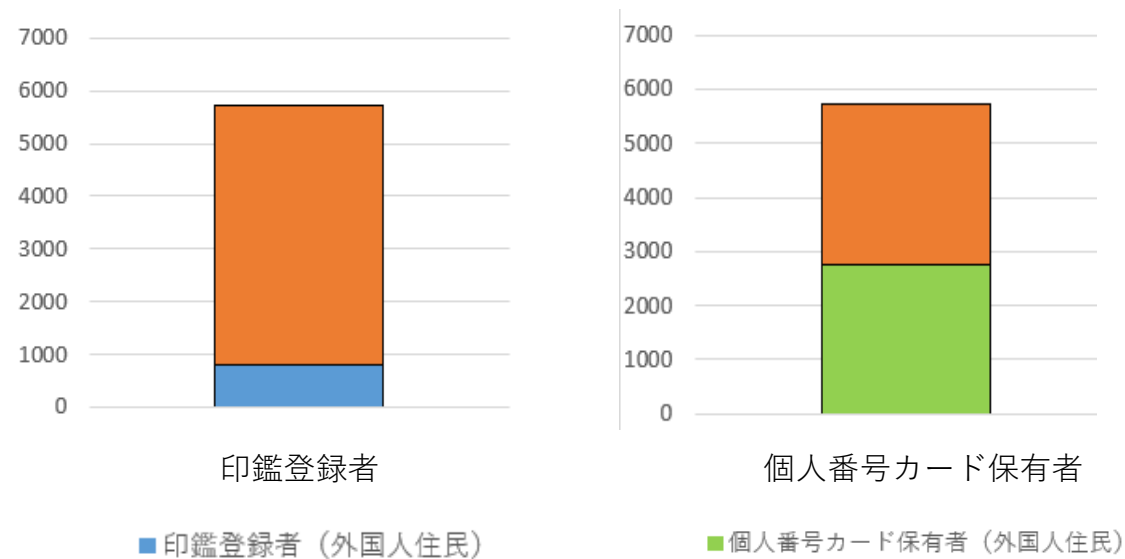
## 5 【参考】 外国人住民の状況

令和8年5月31日現在

**外国人住民：5,734人（うち漢字圏の外国人住民：1,522人）**

➤ 印鑑登録をしている外国人住民：807人（うち漢字圏の外国人住民：520人）

➤ 個人番号カードを保有している外国人住民：2,746人



## 6 【参考】 特定在留カード等の概要

令和8年6月14日より、在留カード又は特別永住者証明書(以下「在留カード等」という。)と個人番号カードを一体化することを可能とし、我が国に在留する外国人にとって、利便性の向上及び行政運営の効率化を図る。

一体化は任意であり、一体化せず在留カード等と個人番号カードの双方を保有することも可能。

特定在留カード(在留カード+個人番号カード)



現行在留カード



現行個人番号カード



特定在留カード